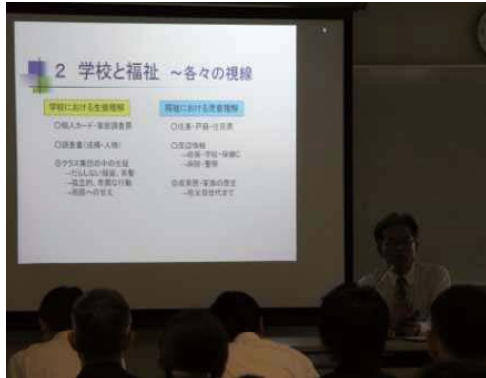


④第3分科会 「被虐待児への支援～教育と福祉の連携の在り方～」



千葉県立柏井高等学校教諭 福田 修一 先生

1 学校における生徒理解と福祉における児童理解の違い

学校は、どういう子なのかという情報の量が少なく集団を見ているので、服装や髪型など集団力学上の把握の仕方をする。

児童福祉は、個を見ていく。虐待の場合であれば、連携機関から深い情報を得ることができ、戸籍、成育歴、結婚歴、仕事の内容と収入等のことまで把握

できる。つまり、学校は集団把握であり、どんな表現・表出がされているかを見ているが、福祉は、なぜそんな表現・表出をしているのかを見ているといえる。

ある若手教師が「生徒だけでは心もとないので一緒にやってあげたい。」と言うと、ベテラン教師が「高校は、様々な大人と接することで社会性を身に付ける場だ。」と答えていた。このベテラン教師の言葉は、「健全な家庭に育ってきた子どもにとってはよいが」という前提がある。機能不全家族が増え確実に存在する現状では、見ようとする目がないと見えないことがある。

2 児童虐待の理解

(1) 「大人」になること

「大人」は、社会的関係が結べる存在で、条件付きで受容される。「子ども」は、親子関係の中で守られる存在で、無条件で受容される。つまり、子どもは親から受け入れてもらえる関係にあり、大人になるとは「親子関係をベースに社会的人間関係をつくること」である。

(2) 望ましい「しつけ」による子どもの成長

子ども時代に無条件に受容される甘えの体験をもつことによって自尊感情が育つ。そして、他者の存在価値を認識できるようになり、社会性も育つ。「しつけ」とは、その中での橋渡しの作業である。

「しつけ」は、命令・禁止が多いが、親から十分に長い間、受容されるというセットがないと子どもの中に内在化しない。例えば、子どもが転んでひざをすりむいて泣いたとき、親が十分なだめてくれた体験をもつとその子はやがて転んでも自分で「だいじょうぶ。」と言って育っていく。このとき、子どもの中に「内なる親が育った」といえ、子どもは成長していく。

(3) 虐待関係にある親子関係の連鎖

虐待関係にある親子では、親が「どうして私の言うことを聞かないの。」と責めて、子どもに対して依存し、責任を負わせている。例えば、親が手伝いを言いつけ、一つでもしていなかったら子どもをたたく場合、子どもは、親を責めないで「ごめんなさい。」と謝り、甘えたいのに甘えられない。このように満たされぬ「甘え」をずっとかかえ大人になると、今度は自分の子どもにはけ口をぶつけるようになる。「私は子どものとき、がまんできたのに。」などと責める。

児童福祉では、子どもだけでなく世代間連鎖の中で苦しんでいる子どもと親を救う。親も被害者であるので、背景を理解し、「虐待しなくてもすむ方法を考えよう、手伝うから」という支援が必要である。

(4) 被虐待児の特徴

基本的信頼関係の欠如，猜疑心・試し行動がある。同じことを繰り返し，追いかけるのをうれしがっているように思えるが，「やっぱり自分が悪いのか」「他の大人と同じか」と確認している行動である。べたついた甘えが見られるのは，満たされていないからである。

3 施設入所児童の理解

(1) 上下関係があり，自分の位置を考えた生活をしている。物がなくなることもあるので，日常でも緊張した厳しい施設内生活をしている。性にまつわる問題もさげられない問題である。

(2) 小中学生では，家庭との調整・関係ができれば家庭復帰できる場合がある。中学から高校への溝を超えることは難しい。高校進学で施設生活が決定すれば，家庭復帰を断念し施設から通うしかない。高校に通っていれば施設にいられるが，中退すると家庭に帰れないし施設でも暮らせないので，中退はとても重い意味をもつ。中退となれば住み込み就職など自立の道へ進むことになる。

4 学校は何ができるか

(1) ケース理解なくして対応なし

①入学時点での情報収集は福祉司，担当保育士，ファミリー・ソーシャルワーカーと行う。

②カミングアウトの意思確認をする。「親」ではなく「保護者」という言い方をする。

親元にはいないので，保護者は施設長になる。

③夏休みの帰省では休み明けや，家庭復帰プログラムの進行中に，荒れることがあるので十分注意する。

(2) 「日常」を提供し続ける

学校は学校でできることをごく普通に行うことが一番である。施設の子もだからではなく，他の子どもと同じように言うことで他の子と同じ集団に自分も生活しているのだという安心感を与える。ただし，見ようとしなければ見えないことがあるので，**子どもを十分理解して「日常」を提供し続けることが大切**である。

健康福祉部児童家庭課主査 宮木 裕一 先生

1 児童福祉施設等について

児童養護施設，乳児院，児童自立支援施設，自立援助ホーム，その他がある。

2 措置費について

(1) 事務費（施設に対しての費用）と事業費（入所している子どもへの費用）に大きく分かれている。

(2) 小中学校，特別支援学校には「教育費」が支給され，部活動や修学旅行に参加したり，学習塾に通い高校進学にそなえたりすることができる。高校には，「教育費」ではなく「特別教育費」があるが，部活動に参加したり，大学に進学したりとなると費用の面で難しい面がある。大学進学等生活支度費は出ても授業料はない。就職支度費もあるが，施設を出て独り立ちするとき生活できる額としては必ずしも十分ではなく大変である。

<会場からの質疑に答えて>

Q 高校教諭 A 「児童虐待で施設にいる児童生徒の割合は増えているのか。」

A 施設職員 A 施設の子どもの7～8割は被虐待児がしめるようになってきた。

Q 高校教諭 B 「施設には，何歳まで入所してもらえるのか。」

A 講師 原則満18歳までだが、高校生の場合は3年の年度末まで入所していただける。定時制高校の場合は、在学期間中は20歳まで措置延長される。

Q 高校教諭 C 「施設から学校への要望はなにか。」

A 施設職員 B 低学力でも生きるのに懸命で、ようやく高校に行けるようになったので、自立への猶予期間としてとらえてほしい。表に出る問題行動により謹慎等の特別指導も多いが、よく話し合って理解してほしい。

Q 高校教諭 D 「学力が伸びている生徒もいる。虐待以外のケースを紹介してほしい。」

A 施設職員 C 通告が増え、養育されていない子、親が逮捕・拘留された子も入所している。
施設職員 D 乳児院から長期にわたり、入所している子どももいて自立が困難である。進路指導も難しいので、高校の先生方のご指導をいただきたい。また、結婚や出産をやめていく職員が多く若い職員しかいないため、相談できる職員が少ないという問題がある。高校は、問題があるときだけでなく、日常から子ども達にかかわってほしい。

オブザーバーとして参加していただいた首都大学東京 村松先生

施設の子どもは、仲間関係も少ないし、先生とも話せない子ども達であり、自分の方から相談に行くということをあまりしない。だから、こちらから声をかけてほしい。

◎補完資料（「学校人権教育指導資料第31集」から再掲）

Q 虐待を受けた子どもに対する「一時保護」とはどのようなことですか？

虐待等により親子の分離指導等が必要な場合、児童福祉法に基づく児童相談所長の判断で、児童相談所内の施設もしくは適切な者に委託して子どもを保護することができます。原則として2か月を越えない範囲で、必要な支援のための生活指導や行動観察、心理診断等が行われるとともに親に対する指導が行われ、その後の対応へつなげていきます。

なお県教育委員会では、県立高等学校長あてに、生徒が一時保護された場合、訪問指導等による学習支援や、この間を「欠席扱い」にしないこと等を通知しています(平成19年教指第1443号)。

Q 児童養護施設等への入所はどのように行われますか？

虐待等により親元で暮らすことができないと判断された児童(18歳未満)に対し、児童相談所長の判断により行政措置として施設入所が行われます。学校等教育機関には、この入所が施設と家族の契約によるものではなく、県(政令市)としての行政措置であることを理解した対応が求められるとともに、在籍照会等には子どもの安全に十分配慮した慎重な対応が必要となります。

Q 施設等から通学する児童・生徒に対してはどのような配慮が大切ですか？

施設等入所児童の通院に際しては、通常健康保険証とは異なる「受診券」が使用されます。「受診券」には、学校で呼ばれている名前とは異なった姓が記載されている場合もあることなどから、教育上の必要をもって提出を求める際には、各自が封筒に入れるなどの配慮が必要になります。

また、入所児童の養育には、「措置費」として公費が支給されています。各施設等では、教材費、給食費、交通費、見学旅行費等、市町村や学校からの支出証明を都道府県に提出します。

事務処理の適正な実施とともに、どこまでが公費負担の適用を受けられるのか等について、各施設等と十分に連絡を取り合うことが大切になります。

⑤トークセッション「公立高校の使命とは」～しんどい子どもたちにもきあって～

大阪府立柴島高校教諭 内田 清彦 先生

千葉県立柏井高校教諭 福田 修一 先生

千葉県立天羽高校教諭 青木富沙代 先生

進行 長期研修生(千葉県立野田中央高校教諭) 岩田 智光 先生

「格差社会」にあって経済的貧困に苦しむ家庭とその子どもたち、「3K」と呼ばれる労働環境に身を置く外国人労働者とその子どもたち、孤立した子育てから我が子に暴力(虐待)を加えてしまう親とその子どもたち、…さまざまな「しんどさ」を抱えた子どもに対して、学校は、とりわけ「公」の側にある学校が果たすべき使命とは何だろうか？

分科会の講師に若手教員を加えて意見交換をしました。

みなさんの学校でもぜひ話し合ってください。

1 公立高校の使命とは

(内田先生)

- ①生徒が社会に出たときに、社会貢献できる人材を育てること。
- ②幼稚園から高校までの心の動きをしてきたか。
- ③地域と協力して生きる。
- ④一人一人に共生社会で生きる力を育てる。

(福田先生) 子どもと親のサポートセンターを経て中央児童相談所に勤務(児童福祉司)。

- ①常に時代とともに変わり行くもの—今の形でいいのか
 - ・不易なものを求める。
 - ・固定化されていないか。「高校生とは」に自分の成功体験を求めてしまう。
- ②失われつつある地域とのコミュニティの本来持っていた共同性を担うもの
 - ・機能不全家族の激増に対してどう対処するか。
 - ・家庭に入れないうままでよいのか。
 - ・地域への介入。

(青木先生) 今年初めて担任をする。

担任として最初に、

- ①「安心・安全に生活できる場を作ること」
- ②許さないことは、「傷つけること」
- ③「3年後の立場を確保すること」を話す。

2 質問—クラス担任としてどこまで関わるか。

(内田先生)

- ①ゴールはない。
- ②前に出すぎると生徒の心は離れていく。
- ③情報をどんどん集める—心をつかむ。
- ④援助が必要なときは、どんどん関わる。

(福田先生)

- ①関わりすぎると自立の芽を摘むというのは逆である。
- ②補給することは自立を育てることがある。
- ③ある所から自立に向かう。

